

ヴィア・グループ  
コーポレート・ガバナンスポリシー

## 【構成】

### 第1章 総則

- 
1. コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方
  2. 経営理念・中期経営計画

### 第2章 ステークホルダーとの関係

- 
1. 株主との関係
    - (1) 受託者責任
    - (2) 株主総会
    - (3) 株主の権利の確保
    - (4) 株主との建設的な対話に関する方針
    - (5) 資本政策の基本的な方針
    - (6) 政策保有株式に関する方針
    - (7) 買収防衛策に関する方針
    - (8) 関連当事者間の取引
  2. 従業員との関係
  3. 顧客との関係
  4. 取引先との関係
  5. 地域社会との関係
  6. 情報開示と透明性

### 第3章 コーポレート・ガバナンス体制

- 
1. 機関設計
  2. 取締役会
    - (1) 取締役会の役割と責務
    - (2) 取締役会の構成
    - (3) 独立社外取締役
    - (4) 取締役会の運営
  3. 監査役及び監査役会
    - (1) 監査役及び監査役会の役割・責務
    - (2) 監査役会の構成
    - (3) 監査役会の運営
  4. 会計監査
  5. 取締役・監査役・執行役員の評価・報酬決定及び候補者の指名・選解任
  6. 役員への支援体制

## 1章 総則

### 1. コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方（基本原則 2、原則 3-1 ii）

株式会社ヴィア・ホールディングス（以下「当社」という。）及び当社子会社からなる当社グループは、以下に定める経営理念の具現化を通じて、持続的成長と中長期的な企業価値の向上を図り、株主をはじめとするステークホルダーの皆様からの信認が得られるよう、最良のコーポレート・ガバナンスを実現してまいります。

当社グループの目指すコーポレート・ガバナンスの実現のため、ヴィア・グループ コーポレート・ガバナンスポリシー（以下「本ポリシー」という）を制定し、コーポレート・ガバナンスの継続的な充実と実効性の向上に取り組んでまいります。

### 2. 経営理念・中期経営計画（原則 2-1、原則 2-2、原則 3-1、原則 3-1(i)）

当社の経営理念は、経営理念、経営方針、基準価値、行動指針により構成しております。

#### （1）広義の経営理念

##### 経営理念 =Corporate Philosophy

心が響きあう価値の創造

##### 経営方針 = Management Policy

- 1 お客様と地域から支持され続ける店舗づくり
- 2 社員一人ひとりが生き生きと働く環境づくり
- 3 新たな企業価値の創出に挑戦する風土づくり

##### 基準価値 = Our Belief

客数は信・客数は財・客数は実。客数こそ、未来への力なり。

##### 行動指針 = Our Behavior

磨き込まれた清潔な店舗と  
誰もが安心して食事できる快適な空間のなかで、  
ひとりでも多くのお客様に、  
真心のこもった価値ある商品と  
笑顔あふれるタイミングよいサービスで、  
“また来たい”と思って頂ける、楽しい時間をご提供します。

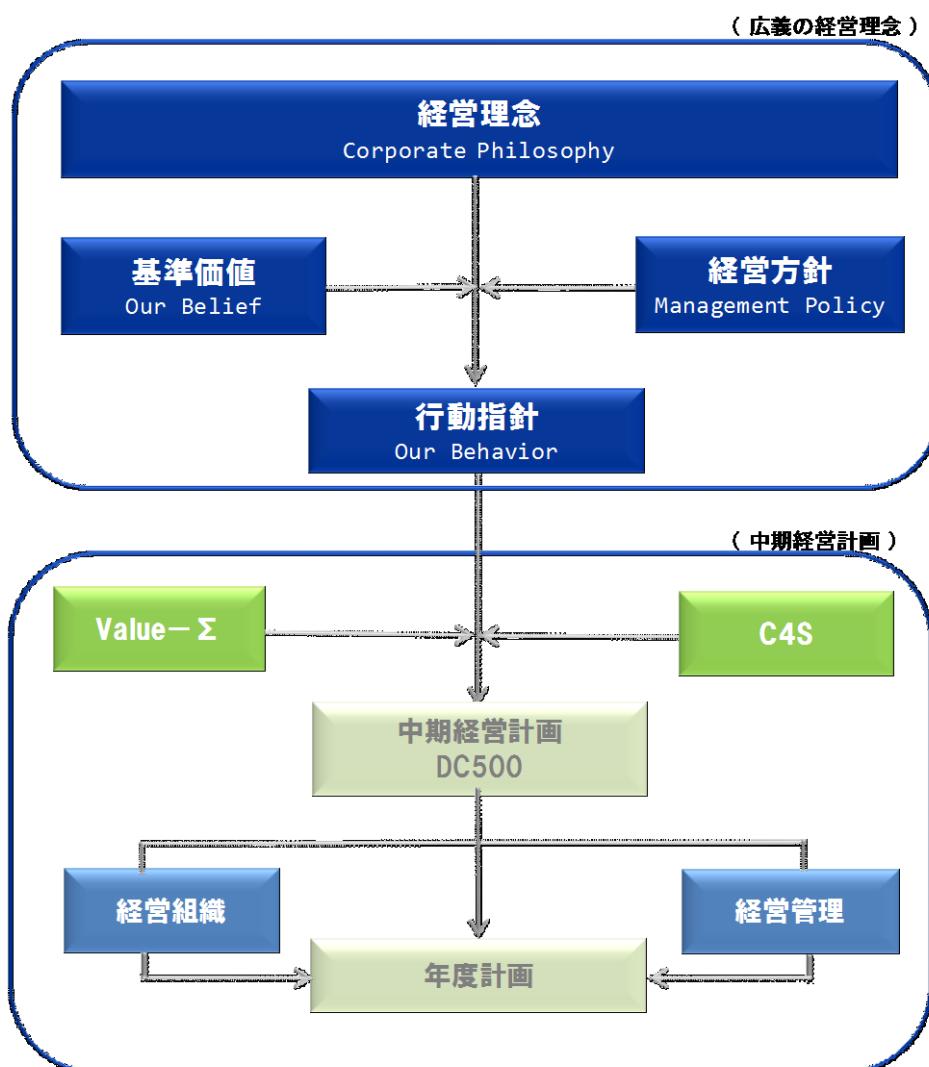
## (2) 中期経営計画

当社グループでは、経営理念の具現化に向け、株主価値向上の経営指標（Value- $\Sigma$ ）及び人的資源の活躍指標（C4S）を設定し、付加価値経営の推進を図ってまいります。

その達成プロセスとして中期経営計画を策定し、戦略及び政策の立案と確実な実行のための組織体制の構築を進めてまいります。

## (3) 価値創出の体系図

上述の経営理念及び中期経営計画について、価値創出の体系的な概念図で表すと、次のようになります。



## 第2章 ステークホルダーとの関係

### 1. 株主との関係

当社は、株主はその持ち分に応じて平等であることを認識し、株主が適正に権利を行使し、その意思を会社経営に反映できる環境を整備してまいります。また、株主との対話を通じ、中長期的な企業価値の向上に資するよう努めてまいります。

#### (1) 受託者責任 (4-5、5-2)

取締役・監査役及び経営陣は、それぞれの株主に対する受託者責任を認識し、ステークホルダーとの適切な協働を確保しつつ、会社や株主共同の利益のために行動してまいります。

#### (2) 株主総会 (1、1-2、1-2①、1-2②、1-2-③、1-2-④、1-⑤)

- ・株主総会の招集通知については、株主が株主総会における適切な判断を行なえるよう、事業の内容及び状況等について適宜図表等も用いて説明の充実を図ってまいります。
- ・招集通知の発送については、当面は法定発送期日の3営業日前までに発送するとともに今後さらなる早期発送を検討することとし、また招集通知に記載する情報については、招集通知発送に先立ち当社のホームページにおいて公表いたします。
- ・株主との建設的な対話の充実や、そのための正確な情報提供等の観点を考慮し、株主総会関連の日程の適切な設定を行って参ります。
- ・議決権の電子行使を可能とするための環境づくりや招集通知の英訳については、今後の当社株主における機関投資家や海外投資家の比率の推移等も踏まえ、適時適切に実施を検討してまいります。
- ・信託銀行等の名義で株式を保有する機関投資家等が信託銀行等に代わって自ら議決権の行使等を行なうことを予め希望する場合に対応するため、検討してまいります。

#### (3) 株主の権利の確保 (1-1、1-1①、1-1③)

- ・株主の権利の重要性を踏まえ、その権利行使を事実上妨げることのないよう配慮し、少数株主から会社及び役員に対する請求等がなされた場合も、その権利行使が円滑に行なえるように努めてまいります。
- ・株主総会において、相当数の反対票が投じられた会社提案議案については、取締役会にて原因の分析を行なうとともに、株主との対話その他の対応の要否を検討いたします。

#### (4) 株主との建設的な対話に関する方針

(基本原則 5、5-1、5-1①、5-1②⑤、5-1③)

- ・株主との対話は、IRを担当する部門が中心となって、他部門と連携を取りながら行ない、社長が統括します。株主から面談等の要望がある場合には、必要に応じてIRを担当する部門の取締役または経営幹部が行ないます。
- ・株主を含む投資家に対しては、株主総会以外にも決算説明会の開催のほか、株主を対象としたアンケートの実施及びウェブページに問い合わせ窓口を開設するなどの方策により対話の充実を図っております。また、これらの結果

や開催の状況については、社内会議及びグループ横断の会議において、共有を図ってまいります。

- ・対話の実施に際しては、「情報セキュリティ管理規程」を遵守することによりインサイダー情報の管理を徹底してまいります。

(5) 資本政策の基本的な方針 (1-3)

- ・付加価値経営の実現に向けた、財務健全性、株主資本効率及び株主還元の最適なバランスを図る観点から、従来、自己資本比率 30%、配当性向 30%、EPS (一株当たり利益) 30 円、ROE (株主資本利益率) 10% を目標とした指標群「Value-Σ」を設定し、その実現を目指してまいりましたが、その成果として自己資本比率等が向上した状況を踏まえて、最適資本構成（自己資本比率・内部留保水準・借入金額の水準）及び安定的な配当を目標として、引き続き適切に目標指標を設定してまいります。
- ・支配権の変動や大規模な希釈化をもたらす資本政策については、取締役会においてすべてのステークホルダーにおける企業価値向上の観点から十分に審議し、プレスリリースによる開示や株主総会における説明等を通じ、株主に対して十分な説明を行ないます。

(6) 政策保有株式に関する方針 (1-4、1-6)

- ・取引関係の強化等により当社グループの中長期的な企業価値向上に資すると判断した会社の株式について保有することができます。
- ・政策保有株式については、そのリスクとリターンを踏まえて、当社グループの中長期的な企業価値向上に資するものであるか否かを、定期的に取締役会において検証します。
- ・政策保有株式の議決権については、当社グループの中長期的な企業価値向上に資するものか否か、並びに投資先の株主共同の利益に資するものであるか否かなどを総合的に判断し、適切に行使してまいります。

(7) 買収防衛策に関する方針 (1-5、1-5①)

- ・買収防衛策は、導入しておりません。
- ・当社の株式が公開買付けに付された場合には、買い付け者に対し企業価値向上プラン等の説明を求めるほか、当社取締役会としての考え方及び対応方針を表明します。なお、これらを踏まえて行なう株主の判断については、株主の権利を尊重し、株主が公開買付に応じることを妨げません。

(8) 関連当事者間の取引 (1-7)

- ・当社及び当社グループ企業が当社役員（当社役員が実質的に支配する法人を含む。）や主要株主等の関連当事者との間で取引を行なう場合においては、取引条件及びその決定方法の妥当性と客觀性を確保するため、社内規定にしたがって予め取締役会の承認を受けるとともに、事後においても定期的に検証いたします。
- ・取締役の競業取引及び利益相反取引については、法令に従って、取締役会の承認事項としています。（4-3、4-7(ⅲ)）

## 2. 従業員との関係

当社は、自主自立・協働共生の人事理念に基づき、自己実現の多様性を受入れるとともに、それぞれの従業員がその可能性を最大限に發揮し、活き活きと働く環境の整備と、重層的な人的資源の開発と成長をめざしています。

- ・当社は、当社グループの従業員に対し、倫理規範に基づく行動規範等を示したコンプライアンスマニュアルの周知を図り法令遵守の徹底を図っています。
- ・当社は、当社グループの従業員が、不利益を被る危険を懸念することなく、違法または不適切な行為・情報開示に関する情報を伝えることができるよう、内部通報制度を設置するとともに、社内規定により情報提供者の秘匿と不利益取扱いの禁止を規定しております。また、新たに、経営から完全に独立した内部通報の窓口として、監査役を受付窓口としたホットラインを開設します。
- ・当社は、社内に異なる経験・技能・属性を反映した多様な視点や価値観が存在することは、会社の持続的な成長を確保する上での強みになり得る、とのダイバーシティの視点に立ち、社内における女性の活躍促進を含む多様性の確保を推進する立場から、積極的に多様な人材を登用するとともに、多様な人材が長く活躍できる制度や支援体制を整備してまいります。（2-4）

## 3. 顧客との関係

顧客満足の最大化を図るため、新しい価値のイノベーションに取り組んでまいります。

## 4. 取引先との関係

取引先と公正で健全な関係を築き、お互いの大きいなる成長をめざします。

## 5. 社会との関係（2-3、2-3①）

当社は、社会・環境問題をはじめとするサステナビリティー（持続可能性）をめぐる課題への対応が、中長期的な企業価値の向上のためにも重要な要素であることを踏まえ、これまで寄付等の社会貢献活動に積極的に取り組んでまいりましたが、引き続き、今後もこれらの問題に積極的に取り組んでまいります。また、地域社会は当社事業における重要な資源であるとの認識に基づき、雇用の創出や環境問題への対応等、店舗運営を通じた地域の活性化と地域社会の健全な風土維持に努めてまいります。

## 6. 情報開示と透明性（3-1①、3-1②）

当社は、株主・投資家をはじめとする全てのステークホルダーからの情報開示のニーズに応えるため、当社の財政状態・経営成績等の財務情報、並びに、経営戦略・経営課題、リスクやガバナンスに係る情報等の非財務情報について、会社法及び金融商品取引法その他の法令並びに東京証券取引所が定める規則等を遵守

し、明快で具体性ある内容にて適時適切に情報を開示するとともに、法定開示以外の情報提供にも積極的に取り組んでまいります。なお、当社ウェブサイト等における英語での情報の開示・提供については、当社における外国人株主数及び議決権比率が相当程度高まった段階において実施を検討いたします。

### 第3章 コーポレート・ガバナンス体制

#### 1. 機関設計

適切な機関設計の選択により、当社の持続的な企業価値向上という目的を共有一し、経営と監督の分離並びに一体的協力関係のバランスによりコーポレート・ガバナンスを実現しています。

- ・当社は会社法上の機関設計として、監査役会設置会社を選択し、監査役・監査役会が取締役・執行役員の業務執行を監査する体制としています。
- ・取締役会の機能を補完するため、「コーポレート・ガバナンス委員会」及び「VIA 役員評価報酬委員会」を取締役会の諮問機関として設置し、これらの委員会を通じて社外役員の意見を積極的に取り入れることにより、独立性・客観性が担保された企業運営を行なってまいります。(4-8①、4-8②、4-10、4-10①)

#### 2. 取締役会

取締役会は、株主に対する受託者責任を認識し、最良のコーポレート・ガバナンスの構築を通じて経営理念の実現を目指し、具体的な経営戦略や経営計画を検討し、経営全般に対する監督機能を発揮するとともに、重要な業務執行の決定等を行ないます。(4)

- (1) 取締役会の役割と責務 (4、4-1、4-1-①、4-1②、4-3、4-3②、4-7(ⅲ))
  - ・取締役会は、法令及び定款で定められた事項、並びに取締役会が重要事項と判断して取締役会規則で定めた決議事項につき決議するとともに、取締役・執行役員の業務執行を監督します。(4-1①)
  - ・取締役会は経営環境の変化に機動的かつ的確に対応するため、法令、定款及び取締役会規則にて定められた決議事項以外の業務執行の意思決定を、代表取締役社長及び代表取締役が指名する業務執行取締役や執行役員に委任します。(4-1①)
  - ・取締役会は、会社の持続的な成長と中長期的な企業価値の向上に向け、中期経営計画の策定及びその実行の推進や、内部統制システムやリスク管理体制の整備により、経営陣によるリスクテイクを適切に行なえる環境の整備を行ないます。(4)
  - ・取締役会は、中期経営計画も株主に対するコミットメントの一つであるとの認識に立ち、その実現に向けて最善の努力を行ないます。仮に、中期経営計画が目標未達に終わった場合には、その原因や当社の対応の内容を十分に分析・説明し、その分析を次期以降の計画に反映させてまいります。(4-1②)

- ・取締役会は、経営陣幹部による適切なリスクテイクを支える環境を整備するため、「内部統制システムの整備に関する基本方針」を定めるほか、内部統制システム及びリスク管理体制を構築するとともに、その運用が適切になされているか否か監督しています。(4-2、4-3②)
- ・取締役会は、定期的に中期経営計画の進捗状況及び中期経営計画に基づく年次経営計画の実施状況を評価、分析し、経営計画の改善を検討、実施するなどして、当社の持続的な成長と中長期的な企業価値の向上に努めてまいります。また、取締役それぞれの自己評価も踏まえた上で、取締役会全体の実効性についての分析及び評価を行ない、その結果の概要を開示します。なお、社外取締役の重要な兼任状況については、コーポレートガバナンス報告書及び株主総会の招集通知に記載します。(4-11、4-11②、4-11③)
- ・取締役会は、代表取締役等のサクセッションプラン（後継者の計画）について検討を行なってまいります。(4-1③)

#### (2) 取締役会の構成 (4-11、4-11①)

- ・取締役会は、その役割・責務を実効的に果たすため、多様な知識・経験・能力を取締役会全体としてバランス良く備え、多様性と適正規模を両立させるため、専門知識や経験等のバックグラウンドが異なる取締役 12 名以内で構成します。

#### (3) 独立社外取締役

- ・取締役会については、2015 年度現在、社外取締役 2 名、うち 1 名を独立社外取締役とする構成としておりますが、多様性を高め、かつ、取締役会による独立かつ客観的な経営の監督の実効性をより高度に確保するため、次年度（2016 年度）において、社外取締役 4 名、うち 2 名を独立社外取締役とする構成とすることを予定しております。(4-6、4-8)
- ・独立社外取締役については、会社法に定める社外取締役の要件に加え、東京証券取引所が定める独立性基準を踏まえた「社外役員の独立性要件」を策定し、この要件を充足する者を選任します。(4-9)
- ・独立社外取締役については、会社の持続的成長を促し中長期的な企業価値の向上を図るという観点からの経営方針や経営改善についての助言、経営陣幹部の選解任その他の取締役会の重要な意思決定を通じて行なう経営の監督、会社と経営陣・支配株主等との間の利益相反の監督、経営陣・支配株主から独立した立場からの各ステークホルダーの意見の反映等の役割を期待し、そのような資質を備えた人物を独立社外取締役に選任した上で、その有効活用を図ってまいります。(4-7)
- ・社外役員を増員する次年度以降において、独立社外役員ないし社外役員のみを構成員とする会合を開催するなどして、独立した客観的な立場に基づく情報交換・認識共有を図るとともに、社外取締役と経営陣との連絡・調整や監査役または監査役会との連携を図ってまいります。(4-8①②)

#### (4) 取締役会の運営

- ・取締役会の運営については、社外取締役による問題提起を含め自由闊達で建設的な議論・意見交換が行なわれるよう努めています。(4-12①(ii)(iv)(v))

- ・取締役会の審議の活性化を図るべく、取締役会の年間スケジュールの早期決定や、議題に関する資料の事前配布、事前説明を行なうとともに、適時に適切な審議がなしうるよう、取締役会の開催頻度や審議時間を設定しています。(4-12①(i)(ii)(iii))

### 3. 監査役及び監査役会 (4-4、4-4①、4-13③)

監査役及び監査役会は、株主に対する受託者責任を踏まえ、社外監査役の独立性と常勤監査役の情報収集力を有機的に組み合わせて実効性を高めることで、適切にその役割・責務を果たしてまいります。(4-4、4-4①)

#### (1) 監査役及び監査役会の役割・責務

- ・監査役及び監査役会は、取締役の職務執行の監査、外部会計監査人の選解任や監査報酬に係る権限の行使などの監査役及び監査役会の役割・責務を果たすに当たって、法令、監査役会規則及び監査役監査基準等に基づき、独立した客観的な立場で、能動的・積極的に権限を行使し、適切に判断して職責を全うする体制を確保しています。
- ・常勤監査役は、重要な会議への出席及び重要な決裁書類の閲覧並びに取締役、内部監査部門その他の役職員からの情報収集を積極的に行ない、その情報を監査役会に報告して社外監査役と意見交換し、適切な監査を実施しています。
- ・監査役会は、内部監査部門との間で、監査計画や個別の監査結果に関し、情報共有等の連携を図っています。(4-13③)
- ・監査役会は、社外取締役がその独立性に影響を受けることなく情報収集力の強化を図ることができるよう、社外取締役との連携を確保してまいります。(4-4①)

#### (2) 監査役会の構成

- ・監査役会は、半数以上の社外監査役を含む 5 名以内で構成しています。
- ・社外監査役のうち 1 名は、財務・会計に関し適切な知見を有している者、常勤監査役は、同業の経歴または同等の経験を有する者を選任しています。(4-4①、4-11)

#### (3) 監査役会の運営

- ・監査役会は監査役会規則に基づき適切に運営しています。

### 4. 会計監査 (3-2、3-2①、3-2②)

- ・監査役会は、会計監査人候補を適切に選定する基準及び選任された会計監査人を適切に評価するための基準を策定するとともに、会計監査人が適切な外部監査を実施するために必要な独立性と専門性を有しているか否かを継続的に監視、検証し、監査の方法及び結果が相当であることを確認しています。(3-2①)
- ・取締役会及び監査役会は、会計監査人による適正な監査を実現するため、会計監査人と協議して監査スケジュールを策定するなど、高品質な監査を可能とする十分な監査時間の確保を行なうとともに、代表取締役をはじめとする経営陣幹部との面談等の確保、監査役・内部監査部門・社外取締役との十分な連携の確保など、適切な監査環境を提供しています。(3-2②(i)(ii)(iii))

- ・会計監査人が不正を発見し適切な対応を求めた場合や、不備・問題点を指摘した場合は、代表取締役の指示により、各管掌取締役が中心となり、調査及び是正を行ない、その結果を会計監査人・取締役会・監査役会に報告を行なう体制としています。また、監査役会においても、常勤監査役が中心となり、内部監査部門と連携をとり調査を行なうとともに、問題の重要性に応じて、第三者委員会の設置等必要な対応を求めることがあります。(3-2②(iv))

## 5. 取締役・監査役・執行役員の評価・報酬決定及び候補者の指名・選解任

(3-1(iii)(iv)(v)、4-1③、4-2①、4-3、4-3①、4-7(ii)、4-10、4-10①)

取締役・監査役・執行役員の指名・選任及び取締役・執行役員の報酬決定に関する透明性と客観性を高め、取締役会の監督機能の強化を図ることを目的として、取締役会の諮問機関として、社外取締役が半数を構成する VIA 役員評価報酬委員会を設置いたしました。(4-7(ii)、4-10、4-10①)

- ・VIA 役員評価報酬委員会では、四半期ごとに、主たる事業ユニット単位での業務執行の進捗等のレビューを受けて取締役・監査役・執行役員の評価を行なうとともに、適切な時期に取締役・監査役候補者の指名及び執行役員の選解任について審議を行ない、その結果を取締役会に報告します。(4-3、4-3①)
- ・取締役・執行役員の報酬及び指名・選解任については、VIA 役員評価報酬委員会の審議結果を踏まえて、取締役会が決定します。(3-1(iv))
- ・取締役、監査役の選任にあたっては、株主総会の選任議案に、個々の略歴、選任理由及び重要な兼職状況等を記載し説明します。(3-1(v))
- ・監査役候補者の指名については、監査役会の同意を得て行ないます。(3-1(iv))
- ・社内取締役・執行役員の報酬は、固定報酬（月例報酬）と業績連動報酬（当期インセンティブ、長期インセンティブ）からなるものとし、社外取締役及び監査役は月例報酬のみとします。(3-1(iii))
- ・取締役及び執行役員の候補者指名の方針 (3-1(iv)(v))
  - ①四半期ごとの業績。
  - ②戦略性を有し、リスク認識に優れていること。
  - ③優れた人格・見識及び高い専門性と倫理観を有していること。
  - ④経営感覚に優れ全社的な見地、客観的に分析・判断する能力に優れていること。
  - ⑤的確性・実効性・迅速性・予見性・革新性・戦略性に優れていること。
  - ⑥時代の動向、経営環境、市場の変化を的確に把握できること。
  - ⑦自らの資質向上に努める意欲が旺盛なこと。
  - ⑧全社的な見地で積極的に自らの意見を申し述べることができること。
  - ⑨会社法第 331 条第 1 項に定める取締役の欠格事由に該当しないこと。
- ・監査役の候補者指名の方針 (3-1(iv)(v))
  - ①優れた人格・見識及び高い専門性と倫理観を有していること。
  - ②高い倫理観を有していること。
  - ③経営感覚に優れ全社的な見地、客観的に監視する能力に優れていること。

- ④先見性・洞察力に優れていること。
- ⑤時代の動向、経営環境、市場の変化を的確に把握できること。
- ⑥自らの資質向上に努める意欲が旺盛なこと。
- ⑦全社的な見地で積極的に自らの意見を申し述べることができること。
- ⑧会社法第335条第1項に定める監査役の欠格事由に該当しないこと。

## 6. 役員への支援体制 (4-13、4-13①、4-13②、4-14)

当社は、取締役及び監査役が期待される役割を十分に果たせるよう、その必要とする情報の提供や知識の取得について支援を行っています。

- ・取締役及び監査役はその役割・責務を実効的に果たすために、十分な情報の収集に積極的に努めます。(4-13)
- ・取締役及び監査役からの情報提供等の要請に対しては、総務部門が対応し、資料等の情報提供を行う体制としています。(4-13①)
- ・取締役及び監査役は、必要な場合には、会社の費用において、弁護士、公認会計士をはじめ、外部専門家の助言を得ることができることとしています。(4-13②)
- ・取締役及び監査役については、その役割と責務に必要な知識の習得と更新の機会を設けるよう努めています。また、社外役員の就任時には、当社グループの事業内容・財務・組織等に関する説明に加え、主要拠点等の視察を実施するなど当社グループに関する知識を取得する機会を設けています。(4-14、4-14①、4-14②)

以上

## 【社外役員（社外取締役・社外監査役）の独立性の要件】

1. 当社の社外役員（取締役及び監査役）は当社が定める以下の独立性基準を満たす者とする。なお、以下に定める独立性基準については、就任後も継続して確保するものとする。
  - (1) 現在当社及び当社子会社（以下「当社グループ」という）の取締役（社外取締役を除く）、執行役員又は使用人（以下「取締役等」という）でなく、過去においても当社グループの取締役（社外取締役を除く）、執行役員又は使用人であったことがないこと。
  - (2) 過去5年間のいずれかの事業年度において、以下のいずれにも該当していないこと。
    - ① 当社グループの主要な取引先（※1）又はその親会社もしくは重要な子会社の役員及び使用人。
    - ② 当社グループの大株主（※2）もしくは、当社グループが大株主（※2）であった企業等の役員又は使用人。
    - ③ 当社グループの会計監査人又は当該会計監査人の社員等。
    - ④ 当社グループから役員報酬以外に多額（※3）の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家又は法律専門家等。
    - ⑤ 当社グループから多額（※3）の金銭その他の財産による寄付を受けている者又は寄付を受けている法人・団体等の役員及び使用人。
    - ⑥ 当社グループとの間で、役員等が相互就任の関係にある企業等の役員及び使用人。
  - (3) 以下に該当する者の近親者（※4）
    - ① 当社グループの役員及び使用人。
    - ② 上記（2）①～⑤に該当する者。
  - (4) その他、独立性・中立性の観点で、社外役員としての職務執行に支障をきたす事由を有していないこと。
- ※1 主要な取引先とは、過去3事業年度における当社グループとの取引の支払い額又は受取額が当社グループの連結売上高の2%以上又は、取引先の売上高の2%以上である企業をいう。
- ※2 大株主とは、総議決権の10%以上の株式を保有する者又は企業等をいう。
- ※3 多額とは、過去3事業年度の平均で年間1,000万円を超えることをいう。
- ※4 近親者とは、配偶者、2親等以内の親族、同居の親族又は生計を一にする者をいう。

2. 仮に上記1の（1）～（3）のいずれかを充足しない者であっても、当該人物の人格、識見等に照らし、当社の十分な独立性を有する社外役員としてふさわしいと当社が考える者については、当該人物を当社の社外役員候補者とすることができる。

以上